

学区外・区域外就学承認基準

新庄市教育委員会

第1条 学期の途中において、従前の通学区域外に転居した場合、学期末まで従前の学校に通学することを認める。

第2条 最終学年において、従前の通学区域外に転居した場合、卒業まで従前の学校に通学することを認める。

第3条 共働き等により家庭に保護者等が不在で、保護者の実家等のある学校へ通学するほうが適当である場合、指定校以外の学校へ通学することを認める。

第4条 住宅の新築等により、従前の通学区域外に転居することが確実な場合には、転居する前であっても、新たな通学区域内の学校に通学することを認める。

(転居が確実であることを証する書面等を添付)

第5条 承認の期間は1年以内とし、当該年度を越えない範囲とする。

第6条 区域外就学（市域を越えた就学）の承認については、学区外通学の基準を適用するものとする。

第7条 この基準により難しい場合においては、教育長の判断によるものとする。

附 則 この基準は、平成13年10月17日より適用する。